

**令和5年度  
静岡市版ZEH建築等事業補助金**

**<申請の手引き>**

**令和5年4月**

**静岡市 環境局 環境創造課**

## <目 次>

1. 事業の目的	1
2. 申請の期間	1
3. 補助金の概要	
(1) 補助対象者	1
(2) 補助対象設備	2
(3) 交付にあたっての留意事項	2
4. 申請の手続き	
(1) 申請者	2
(2) 申請フロー	3
(3) 申請書の提出	3
(4) 交付の決定	4
(5) 補助事業の着手	4
(6) 補助事業の実績報告	4
(7) 補助金額の交付確定	5
(8) 補助金の請求・支払	5
5. 申請の変更、中止又は廃止	5
6. 補助対象設備の処分制限期間	5
7. 補助金の返還	5
8. Q & A	6

## 1. 事業の目的

本市は、静岡市版 ZEH<sup>※1</sup>を本市で新たに建築し、もしくは購入し、又は既存の戸建住宅を静岡市版 ZEH に改修する事業を実施する者に対し、補助金を交付することで、省エネルギー住宅の普及拡大を図り、民生家庭部門における温室効果ガスの削減を推進します。

### ※1 静岡市版 ZEH

BELS<sup>※2</sup>の評価においてゼロエネ相当と表示された一戸建て住宅のうち、市内に主たる事務所を有する工務店等が建築し、又は改修するもの（市内の個人が自ら建築し、改修するものを含む。）をいう。

### ※2 BELS

一般社団法人住宅性能評価・表示協会が実施する建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）1（1）③に規定する第三者認証の制度をいう。

## 2. 申請の期間

令和5年4月1日～令和6年2月28日まで

- ※ 令和6年3月31日までに、静岡市版 ZEH の引き渡しが完了しない方については、申請を行う際に必ず報告してください。報告がない場合は、補助金の交付を受けられない場合もあります。
- ※ 提出書類の不備等により、申請受付が遅れる可能性もありますので、静岡市版 ZEH の建築・購入を決めた場合は速やかに申請してください。

## 3. 補助金の概要

### （1）補助対象者

- ① 自ら居住するために、市内で建築等事業を実施する個人であること。
- ② 本市の市税を滞納していないこと。

## (2) 補助対象設備

補助対象設備は、静岡市版ZEHを構成する設備のうち、次の表に掲げる設備とします。

区分	補助対象設備
省エネルギー設備	空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備
創エネルギー設備	太陽光発電システム（全量売電でないもの） 燃料電池システム
蓄エネルギー設備	蓄電システム、V2Hシステム
エネルギー計測装置	HEMS
その他	高断熱外皮 <sup>※3</sup>

### ※3 高断熱外皮

- ・外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材
- ・窓（ガラス、サッシ）

## (3) 交付にあたっての留意事項

令和5年度の交付総額は 2,250万円です。申請は先着順に受け付け、予算が無くなり次第終了となります。なお、申請内容に不備がある場合は、不備が修正された時点での受付とします。

- ※ 先着順で受付を行い、予算に達した時点で受付を終了します。
- ※ 予算に達した日に複数の申請書が提出された場合には、当日の申請の中から抽選とします。なお、郵送により提出されたものは、消印ではなく到達日を「当日」とします。

## 4. 申請の手続き

### (1) 申請者

#### 戸建住宅を新築する方

申請は、戸建住宅の建築主など、補助対象者が行ってください。なお、事務手続きについては、補助対象設備を販売する事業者等が代行することもできます。

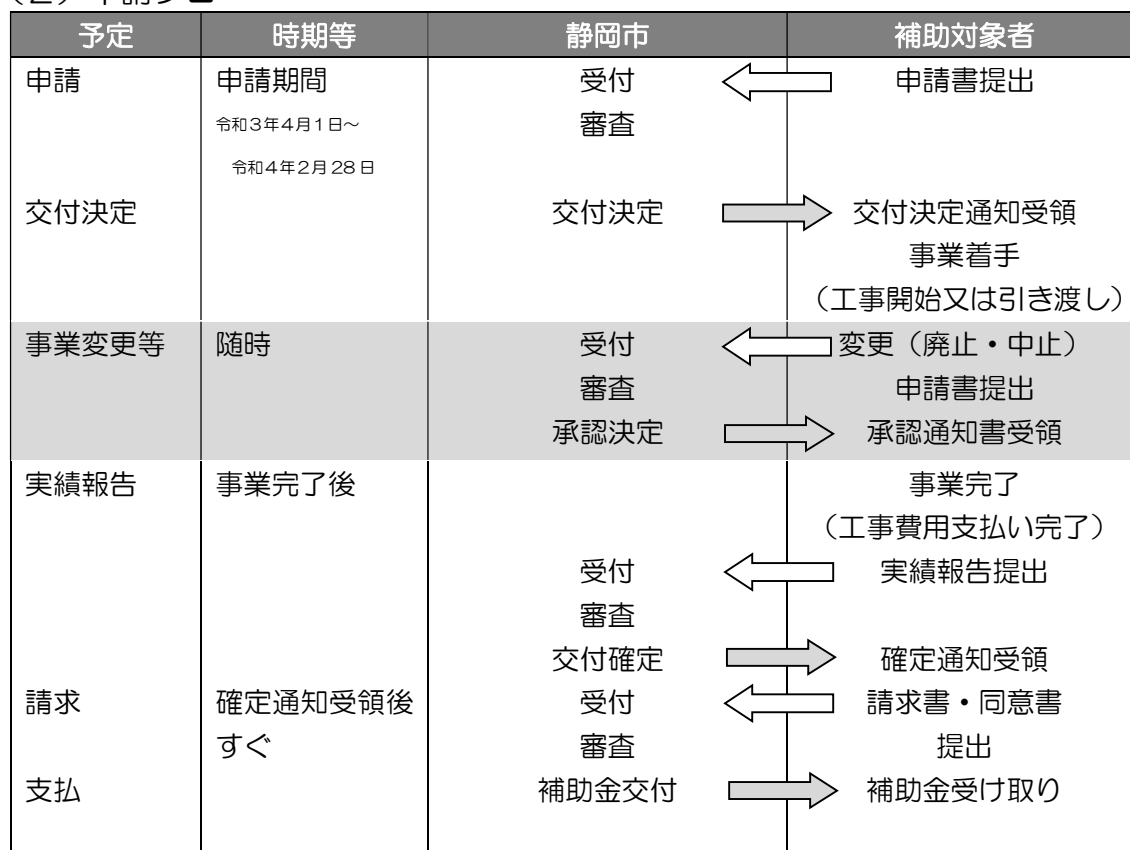
#### 建売住宅を新たに購入する方（ただし中古物件の購入は除く）

申請は、建売住宅の購入者である補助対象者が行ってください。なお、事務手続きについては、建売住宅供給者等が代行することもできます。

#### 既存の戸建住宅を改修する方

申請は、戸建住宅の所有者である補助対象者が行ってください。なお、事務手続きについては、改修工事の請負業者等が代行することもできます。

(2) 申請フロー



(3) 申請書の提出

申請を行うときは、次に掲げる必要書類を「静岡市 環境局 環境創造課 グリーン事業推進係」宛てに提出してください。提出は、郵送・持参・電子メールともに受け付けます。持参する場合は、平日の9時から17時までにお願ひします。

<申請に必要な書類>

	書類名	備考
①	交付申請書(様式第1号)	・静岡市の定める様式を使用してください。
②	補助対象経費に係る契約書の写し	・補助対象設備の経費内訳が分かるものを提出してください。
③	補助対象設備の設置場所が分かる住宅の平面図及び立面図	・太陽光発電設備の設置位置のわかる立面図を添付してください。
④	補助対象設備を含む一次エネルギー消費量及び外皮性能が分かる書類	・BELS申請時に使用する(した)ものを提出してください。
⑤	市税の納税証明書	・現在お住まいの区役所等で交付を受けてください。
⑥	暴力団排除に関する誓約書兼同意書	・静岡市の定める様式を使用してください。

#### (4) 交付の決定

申請受付は、先着順となります。その後、速やかに市の審査を行い、交付を決定した場合は、申請者へ交付決定通知書を送付します。

#### (5) 補助事業の着手

交付決定通知書を受け取ったのち、補助事業に着手してください。交付決定通知書を受け取る前に事業着手をすると、補助が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、「補助事業の着手」とは、次のことを指します。

##### 戸建住宅を新築する方

建築に取り掛かること（例：基礎工事の着手）

##### 建売住宅を新たに購入する方（ただし中古物件の購入は除く）

建売住宅の引き渡しを行うこと

##### 既存の戸建住宅を改修する方

改修工事に取り掛かること

#### (6) 補助事業の実績報告

事業が完了したとき（工事が完了し、工事費用の支払い完了したとき）は、次に掲げる必要書類を「静岡市 環境局 環境創造課 グリーン事業推進係」宛てに提出してください。提出は、郵送・持参・電子メールともに受け付けます。持参する場合は、平日の9時から17時までにお願ひします。

<実績報告に必要な書類>

	書 類 名	備 考
①	実績報告書 (様式第5号)	・静岡市の定める様式を使用してください。
②	補助対象経費に係る領収 証書の写し	・補助対象設備の経費内訳が分かるものを提出 してください。
③	BEL S評価書の写し	
④	補助事業者の住民票の写 し	・現在お住まいの区役所等で交付を受けてくだ さい。
⑤	完成後の建物外観のカラー 写真	
⑥	補助対象設備の設置状況 を示すカラー写真	・補助対象設備の設置状況を示す写真。ただし、 断熱材等については、設置後の確認が難しい ため、設置前に使用する物の写真を撮るよう お願ひします。

#### (7) 補助金額の交付確定

実績報告書等を本市が受領し審査した後に、内容が適当であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付確定通知書を補助対象者へ送付します。

#### (8) 補助金の請求・支払

補助事業者は、交付確定通知書を受け取った日から起算して 30 日以内に「請求書（様式第7号）」を「静岡市 環境局 環境創造課 グリーン事業推進係」宛てに提出してください。提出は、郵送・持参・電子メールともに受け付けます。持参する場合は、平日の9時から 17 時までにお願ひします。

### 5. 申請の変更、中止又は廃止

提出した補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、速やかに次に掲げる必要書類を「静岡市 環境局 環境創造課 グリーン事業推進係」宛てに提出してください。提出は、郵送・持参・電子メールともに受け付けます。持参する場合は、平日の9時から 17 時までにお願ひします。

#### <申請に必要な書類>

	書 類 名	備 考
①	変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）	・静岡市の定める様式を使用してください。
②	その他必要な書類	・補助対象設備が変わる場合は、その内容が分かる書類を提出してください。

### 6. 補助対象設備の処分制限期間

申請をした補助対象設備（高断熱外皮を除く。）の処分制限については、補助事業の完了日から6年とします。

なお、高断熱外皮については、処分制限期間を設けていません。

### 7. 補助金の返還

補助金の交付を受けた方が、静岡市版ZEH建築等事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金の返還をしていただく場合があります。

## 8. Q & A

Q 構成機器は中古品でも対象となりますか？

A 構成機器については、すべて未使用の機器としてください。

Q 市内に支店を持つ工務店等は対象となりますか？

A 市内に本社、本店を持つ工務店等のみが対象となります。そのため、市内に支店を持っていても、本社、本店が市外になる工務店等は対象外となります。

Q ZEHに関する国の補助を受け取ってもいいですか？

A 当補助金は、国等の補助金と併用可能としているため、国の補助金を受け取っても構いません。ただし、国等から受ける（受けた）補助金は、本市補助金の対象経費から除くこととしています。

Q 書類の不備があった場合は、どのようにしたらいいですか？

A 書類を受け取った後、速やかに審査を行いますので、審査を行う過程で不備が見つかった場合は、本市より速やかに連絡します。連絡の後、不備内容に対する対応をお願いします。

Q 全て補助対象者が申請を行わなければならないのですか？

A 補助対象者が事業者（機器販売事業者や建売供給事業者など）に事務手続きの委任をすることができます。

Q 申し込みに必要な書類などは、どこで受け取ることができますか？

A 静岡市ホームページから取得することができます。インターネットを利用できない方は、静岡市環境創造課までお問い合わせください。

### ●提出先、その他お問合せ先

静岡市 環境局 環境創造課 グリーン事業推進係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL：054-221-1077

FAX：054-221-1492

URL：[https://www.city.shizuoka.lg.jp/041\\_000256.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/041_000256.html)